

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成27年1月23日(金) 最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学大学院法務研究科委員長) 委員 深山雅也(弁護士) 委員 根本清(元会社員)
対象期間	平成26年4月1日～平成26年9月30日
契約の現状等の説明	1 契約手法についての説明 2 平成26年上半期における契約状況について
個別審議案件 (7件)	契約件名：庁舎器具等の購入 契約金額：187,687,908円 契約締結日：平成26年9月24日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：ゲート式金属探知機の購入 契約金額：3,326,400円 契約締結日：平成26年6月27日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：法律洋雑誌等の購入 契約金額：3,341,736円 契約締結日：平成26年4月1日 契約方式：随意契約 契約庁：最高裁判所
	契約件名：平成27年度裁判所職員採用試験広報用パンフレット及び同ポスターの企画 契約金額：2,052,000円 契約締結日：平成26年7月9日 契約方式：企画競争による随意契約 契約庁：最高裁判所
	契約件名：成年後見手続説明用DVDの製作 契約金額：9,131,832円 契約締結日：平成26年8月22日 契約方式：企画競争による随意契約 契約庁：最高裁判所
	契約件名：司法研修所及び裁判所職員総合研修所の庭園管理作業

	<p>契約金額：8,640,000円</p> <p>契約締結日：平成26年4月1日</p> <p>契約方式：一般競争入札</p> <p>契約庁：最高裁判所</p>
	<p>契約件名：裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトの構築及び申込受付等業務</p> <p>契約金額：8,268,878円</p> <p>契約締結日：平成26年8月26日</p> <p>契約方式：一般競争入札</p> <p>契約庁：最高裁判所</p>

次回抽出委員の指定	野澤委員長を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員からの意見・質問，それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

(別紙)

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>1 契約手法についての説明 ・総合評価方式と企画競争入札の異同について</p> <p>(問) 総合評価方式と企画競争入札を切り分ける基準を説明していただきたい。</p>	<p>(答) 原則は一般競争入札により価格競争を行うことが前提であるが、価格以外の点も考慮をした方が、調達の効果が高い案件がある。このような案件の調達は、総合評価方式による競争入札又は企画競争による業者選定が認められている。</p> <p>総合評価方式については、予算決算及び会計令において、各省各庁の長が財務大臣と協議して定めるところにより、との要件があり、現在最高裁では、自動車の調達やシステム関係の調達がこれに該当する事案となっている。</p> <p>これ以外の事案については、企画競争による業者選定を検討し、契約を行っているところである。</p>
<p>2 個別審議案件</p> <p>(1) 庁舎器具等の購入</p> <p>(問) これだけ大量の調達に応札する業者が存在することも驚きだが、仮に、誰も入札に応じなかったような場合には、その後、どうする考えであったのか。</p>	<p>(答) 応札可能な業者が存在することは確認していたが、仮に応札者がいなかった場合には、基本的には、仕様の見直しをすることになる。仮に、地域ごとの調達としていけば応札者が確保できるような事情が確認できれば、場合によっては、地域ごとに切り分けて改めて入札を実施する手法も選択肢の一つであると思われる。</p>

(意見) 本件のような大規模な調達となつてしまうと、それなりの資金力のある業者でないと対応できないと思うので、競争性を考えると、分割して調達することも考えられるのではないかと思う。

(意見) 高裁単位でとりまとめることも検討していただきたい。

(問) 出荷証明書とはどのようなものか。何かを約束しているものなのか。

(問) 3者が入札説明書を受け取りに来たものの、最終的な入札に参加したのは1者のみだったということだが、このような特殊な案件の場合には、今後のためにも、参加しなかった2者に対し、参加しなかった理由は何かを聞く必要があるのではないか。

(2) ゲート式金属探知機等の購入

(問) 金属探知機は、毎年購入しているのか。

(問) 今回は、いくつ購入したのか。

(答) 入札参加者が仮に落札した場合、仕入れをする特定のメーカーにおいて、仕様に適合する商品を納品するのに必要とする調達数量分だけ、確実に出荷できることを証明するために、メーカーに発行してもらうものである。

(答) 本件に限らず、入札に参加しなかった業者に対し、その理由等をヒアリングするようにしている。本件に関しても、仕様の内容に問題がなかったか等をヒアリングしている。入札後のフォローアップは今後に生かすためのいい機会だと考えており、業者に対するヒアリングは励行していきたい。

(答) 不具合が生じたものや経年を経過したもの等について、毎年、計画的に調達している。

(答) 裁判所全体で、ゲート式金属探知機は7台、ハンド式金属探知機は70本調達している。

(問) 本件調達においては、仕様上40kgと明示しているにも関わらず、業者は70kgや64kgで参加してきているのは何故か。

(問) 仮に過去に調達した機器のように7分割できるものの場合には、1つ当たりの重量が軽くなり、移動が楽にできるもののようにも考えられる。悩ましいところではあるが、仮にそうであるならば、そのような仕様を優先することとし、重量にはこだわるべきではないのではないかとも思われる。

(問) 重量が軽い商品を扱っている業者が1者となっていて、今後、新たな製品でも出ない限りは、この状況に変化はないと考える。重量は、そこまで大事な仕様なのか。競争性の観点からは、重量を緩和すべきなのではないか。

(問) 金属探知機の操作は難しくないの

(答) 業者としては、自らが取り扱っている商品は、70kgや64kgであることは理解しているものの、入札には参加したいと考えているようである。

(答) 今回の調達は分割数の少ないものでも参加可能な仕様としたところであるが、今回実際に落札した業者の金属探知機は、結果的に7分割可能な機器であった。

今後重量の要件を外してしまうと分割した1個当たりの重量も当然大きくなっていくことから、裁判所の使いぶりから考えると厳しいものがある。

(答) そもそも、金属探知機というものは、一般の市場においては、固定的に使用する形態が主流であり、頻繁に移動を想定しているものではなく、転倒せず、安定性を重視する造りとなっていると考えられる。

しかしながら、裁判所において金属探知機を利用する際には、必要なときに、必要な場所で利用する運用なので、その都度、職員が運ぶ必要がある。このように職員が運ぶことも加味して考えると、重さも重要なファクターであると考えている。勿論、競争性を確保すべきことも非常に大切であると認識しているので、試行錯誤している状況である。少なくとも、これまでにしても、競争ができる製品があることを確認した上で調達を行っていることはご理解いただきたい。

(答) 実際に操作をしたことがあるが、

<p>か。毎年、調達を実施していると、その都度異なる機器が入り、使用方法がまちまちとなり、操作に困るのではないか。</p> <p>(4) 平成27年度裁判所職員採用試験広報パンフレット及び同ポスターの企画</p> <p>(問) 落札したのは、昨年度と同じ業者か。</p> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none">・ デザインがいい。若い世代の人からのメッセージ等がありセンスもあると思う。・ パンフレットの作成にここまで丁寧に細かく手順を踏んでいることに驚いている。 <p>(5) 成年後見手続説明用DVDの製作</p> <p>(問) 評価項目及び基準をどのように定めているか説明していただきたい。</p> <p>(意見) 評価基準について、企画内容が重要であることは理解できるが、企画内容に対する採点の配分が100点中56点と高くなっている一方、他は24点、20点であり、その振り分け基準</p>	<p>操作に困るようなことはない。</p> <p>(答) 別の業者である。</p> <p>(答) 過去における同一の調達を参考に、「企画内容」、「受託者の態勢」、「受託者の経済的条件」という評価基準を定め、特に「企画内容」については6項目の細目も定めている。</p> <p>これらは、初めて家庭裁判所を訪れる人でも手続に対する具体的イメージを容易に持っていただける、わかりやすい説明が行われる企画を選定できるように検討したものである。</p>
--	---

が不明確である。トータル（総合計）で高得点な業者と契約するとしても、評価した結果、各項目とも横一線なら、特に企画内容を重視する必要はないのではないか。

項目ごとに「高」、「低」を分析すれば、何をどのくらい重視すればよいか見えてくるはずである。本件では問題ないが、バランスが重要だと思われる。

（問）今回の最高点は何点か。

（答）73.8点である。次点は72.4点であり、上位は競っている状況である。

（問）予算はどのようにして確保するのか。

（答）市場調査として見積書を取り、この見積書価格に基づいて予算を準備している。

(6) 司法研修所及び裁判所職員総合研修所の庭園管理作業

（問）一級造園施工管理技士の資格がどの程度の機能を有するのかわからないが、有資格者が絶対的に少ないのであって、現場の作業員として資格を有することがネックだったとすれば、今後は受注者の会社として有資格者を持つということによって、業務のクオリティを保つことはできないのか。

（答）一級造園施工管理技士とは国土交通省所管の資格であり、新たに公園を作るときなど、庭園を造園する際に必要な資格であるが、本件庭園管理業務においては、業務自体に当該資格が必要だったというわけではないものの、造園の施工ができるくらいの資格を有する会社の規模であれば、本件庭園管理業務の履行が担保されることから条件として課していたものである。

業務のクオリティという点では、同資格以外でその確保を図れないか検討したいと考えているところである。

（問）今回、受注者は、調査基準価格を下

（答）低価格での入札が直接影響したの

回る安価で落札したということだが、当該価格は現場作業員において、一級造園施工管理技士の資格が確保できなくなったことと関係するののか。

(問) 庭園管理のクオリティについては、当該会社等の経験や実質的な会社の規模を図る何かを条件とすることはできないのか。

(7) 裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトの構築及び申込受付等業務

(問)

- ・ 予定価格積算における参考価格は2千万円以上で入札価格は8百万円となると、競争が働いて価格が下がったこと自体はよろしいが、予定価格の積算は何だったのかという感じである。予定価格の半分以下というのはどうかと思うが。

(意見)

- ・ システム構築については、構築段階が大変で工数がかかるので、その作業の経験を持った会社が運用保守に安価にて入札できるということ自体におかしい点はないと思う。
- ・ 開発や運用保守は、当該作業に慣れ不慣れという要素が大きく作用するので、価格については合理的なものと思う。

ではなく、雇っていた作業員が契約後の社内事情で現場に常駐することができなくなったと聞いている。

(答) 庭園管理の技量の判断は何を基準にすればよいのか難しく、裁判所としても悩みどころである。今後検討したい。

(答) (予定価格について)

予定価格については、当該作業を履行するのに当たって、一般的にかかる費用を適正価格と位置づけているため、開発を受注した等の特殊な事情を持った会社が予定価格とある程度乖離がある金額で落札したとしても、それは業務が履行されないおそれに直結するものではないという認識である。